

四国中央市公正入札調査委員会要綱

平成16年4月1日

訓令第43号

(設置)

第1条 市が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（建設工事に関する調査、測量及び設計業務を含む。）、製造の請負、物品の購入（物品の修繕及び印刷製本を含む。）及び業務委託（以下これらを「市工事等」という。）並びに四国中央市入札契約事務に係る不当要求行為等対応要綱（令和4年四国中央市訓令第20号）第2条第5号に規定する不当要求行為等（以下「不当要求行為等」という。）に関する情報の競争入札及び随意契約の談合に関する情報（以下「談合に関する情報」という。）に対する確な対応を行い、市工事等の契約の適正を期するため、四国中央市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 談合に関する情報に対する具体的対応の検討
- (2) 談合に関する情報の公正取引委員会への通報
- (3) 談合に関する情報に係る事実の調査
- (4) 不当要求行為等に関する情報への対応
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市工事等の競争入札及び随意契約の公正な執行に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代行する。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、契約担当課において処理する。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月30日訓令第9号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日訓令第14号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日訓令第21号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年 3 月25日訓令第22号）

この訓令は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年11月 1 日訓令第25号）

この訓令は、平成25年11月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月28日訓令第13号）

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中四国中央市公正入札調査委員会要綱第 6 条の改正規定、第 2 条中四国中央市低入札価格審査会要綱第 6 条の改正規定及び第 4 条中四国中央市談合情報対応マニュアル第 3 個別手続の手順等第 3 項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年 3 月30日訓令第10号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成30年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条中四国中央市談合情報対応マニュアル別記の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現に提出されている第 3 条の規定による改正前の四国中央市談合情報対応マニュアル様式第 1 号、様式第 2 号及び様式第 4 号に規定する書類は、第 3 条の規定による改正後の四国中央市談合情報対応マニュアル様式第 1 号、様式第 2 号及び様式第 4 号に規定する書類とみなす。

附 則（令和 2 年 3 月19日訓令第 7 号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月28日訓令第 5 号）

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 6 月29日訓令第21号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第 3 条関係）

委員長	副市長				
委員	総務部長	政策部長	建設部長	事業担当部長	